

聖籠町議会交際費支出基準

町議会に対する町民の理解と信頼を深め、より開かれた町議会運営を図るため、議会交際費の支出内容について公表いたします。

平成 28年 4月 1日施行

種別	内 容	支 出 額	備 考
慶弔費	<ul style="list-style-type: none"> ・現職の議会議員の死亡(配偶者又は生計を一にする子、父母、祖父母、孫、兄弟姉妹を含む)、入院及び療養 ・その他議長が必要と認めた場合 	1件につき10,000円及び花輪(20,000円相当)	
祝 金	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、関係市町村(以下「公共団体」という。)並びに町外の機関及び団体の記念式典等の慶事に対する祝金 ・町内の機関及び団体の総会、記念式典等又は慶事に対する祝金 ・その他個人で自治功労等の功績で叙勲及びこれに相当する栄誉ある表彰に輝き開催される慶事に対する祝金 	1件につき20,000円以内	
寸 志	・前号の祝金として支出する公共団体、機関、団体及び個人の開催する懇談会、忘新年会、反省会並びに歓送迎会等に対する寸志	1件につき30,000円以内	複数の場合は、1人当たり10,000円以内
会費及び参加費	・祝金及び寸志の支出に準ずる公共団体、機関、団体及び個人が主催する慶事並びに懇談会等に対する会費及び参加費	1件につき10,000円以内	
贈答及び土産品	・外部との交渉において必要最小限度の範囲の贈答品及び土産品	送り先1件につき10,000円以内	
その他	・議長が必要と認めた場合	1件につき30,000円以内	